

市内就労移行支援事業所
市内就労継続支援 A 型事業所
市内就労継続支援 B 型事業所

} 管理者 様

横須賀市福祉部障害福祉課長
横須賀市福祉部指導監査課長

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労系障害福祉サービスの在宅支援について（通知）

日頃から本市の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
令和 2 年 6 月 19 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第 6 報）」が通知されました。

つきましては、10 月 1 日以降の就労移行支援事業所及び就労継続支援（A 型・B 型）事業所に関する新型コロナウイルスへの対応に伴う在宅支援の取扱いを下記によりお知らせいたします。

記

1. 在宅支援の実施について

- (1) 在宅支援の実施にあたっては、利用者に在宅支援の内容等を説明し、同意を得てください。また、在宅支援は基本報酬の算定対象であり、利用者によっては基本報酬に応じた利用者負担が生じることを伝えてください。
- (2) 在宅と通所を組み合わせた支援も可能です。
- (3) 在宅支援を実施する場合は、あらかじめ、別紙「就労系障害福祉サービスの在宅支援に関する報告書」を横須賀市福祉部障害福祉課就労支援係へご提出ください。なお、これまで在宅支援を実施していた利用者についても、引き続き、在宅支援を実施する場合はご提出ください。
- (4) 在宅でのサービス提供にあたっての要件は、別紙「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」5（3）の離島等に居住している在宅利用者に係る場合の適用となります。

- (5) 在宅支援を実施した場合には、具体的な訓練状況と支援状況についての記録を作成し、本市が求めた場合には提供できるようにしてください。
- (6) 横須賀市福祉部障害福祉課給付係へ実績記録票の写しを提出する際、在宅支援を行った利用者の一覧表（事業所番号、事業所名、受給者番号、氏名、サービス種別を記載し、管理者又は事業者代表者が記名・押印したもので、様式は任意）を添付してください。
- (7) 適用期間は令和2年度になります。

2. 運営規程について

在宅で就労移行支援又は就労継続支援を提供する場合には、運営規程に在宅で実施する訓練及び支援内容を明記する必要があります。在宅支援を実施する事業所につきましては、できる限り速やかに運営規程の変更をお願いします。

変更に係る手続きは、横須賀市福祉部指導監査課指導監査第3係へお問い合わせください。

3. その他

他市町村が支給決定した利用者については、当該市町村に在宅支援の可否をご確認ください。

事務担当は、

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市福祉部障害福祉課就労支援係
電話 046-822-9837

同 障害福祉課給付係
電話 046-822-9488

同 指導監査課指導監査第3係
電話 046-822-8411